

各単組委員長、担当者 様

日本食品関連産業労働組合総連合会  
事務局長 山本 健二  
政策局長 栗田 博

## フード連合／政策情報 No.9

1. 「取引慣行に関する実態調査」を消費者庁に報告しました！
2. 公正取引委員会が「ダイレックス」に課徴金 12 億円超を命令！
3. JR東日本ステーションリテイリング(東京)「消費税転嫁対策特別措置法」に基づく初の勧告！
4. 日豪EPA大筋合意、TPP交渉状況！

### 1. 「取引慣行に関する実態調査」を消費者庁に報告しました！

フード連合は、昨年実施した取引慣行に関する実態調査（2013 年 8 月～9 月）の結果について、公正取引委員会と中小企業庁に実態報告を行ったことを政策情報 No.6 に掲載しました。引き続き、4 月 25 日（金）に消費者庁に実態報告を行いました。フード連合からは山本事務局長以下 3 名、UAゼンセンからは 3 名の 6 名が同行しました。



調査結果の報告をする！

公正取引委員会、中小企業庁への報告と同様に、消費者庁に「取引慣行に関する実態調査」集約結果を山本事務局長から手交し、公正な取引慣行に向けた適切な改善を求めました。集約内容については、栗田政策局長から「取引慣行に関する実態調査集計結果」「優越的地位の濫用等の具体的事例内容」等について報告を行いました。

調査報告を受けて、柴田景品・表示調査官（消費者庁）は「大手スーパー等は消費者から見れば自らが負担し、安売りをやっているように見えるが、裏では納入業者等に対する転嫁拒否が行われている場合もある。フード連合からの報告は大変貴重な情報であり、公正取引委員会、中小企業庁と連携して対応していきたい。」などのコメントを頂いた後、意見交換を行いました。

フード連合はUAゼンセンと連携しながら、「公正な取引慣行の実現」に向けた取り組み及び情報等の提供を継続して行なっていきますので、活動に対するご理解、ご協力を宜しくお願い致します。

#### < 「取引慣行に関する実態調査」を報告した省庁、協会等 >

4/07 公正取引委員会、中小企業庁	4/14 日本スーパーマーケット協会
4/16 日本チェーンドラック協会	4/17 新日本スーパーマーケット協会
4/25 消費者庁、食品産業センター	4/28 日本チェーンストア協会

## 2. 公正取引委員会が「ダイレックス」に課徴金 12 億円超を命令！

公正取引委員会は 4 月 14 日、新規開店や店舗改装の際に商品の納入業者らに従業員を派遣させ、業務を手伝わせるなどをしたとして、独占禁止法違反（優越的地位の濫用）で、ディスカウント店を展開する「ダイレックス」（佐賀市）に、約 12 億 7 千万円の課徴金納付命令と再発防止を求める排除措置命令を出す方針を固めました。

なお、「ダイレックス」は、フード連合の「取引慣行に関する実態調査」でも優越的地位の濫用事例の報告があがっています。

## 3. J R 東日本ステーションリテイリング（東京）「消費税転嫁対策特別措置法」に基づく初の勧告！

公正取引委員会は 4 月 23 日、納入業者に、増税分を仕入れ価格に反映させないまま、販売促進セールへの参加を要請したとして、J R 東日本ステーションリテイリング（東京）に対して、消費税転嫁対策特別措置法（買ったたきの禁止）に基づく、勧告を行いました。これは法制定後、初の勧告となります。

## 4. 日豪 E P A 大筋合意、T P P 交渉状況について

### <日豪EPA大筋合意について>

政府は4月7日に日豪経済連携協定（E P A）交渉が大筋合意したことを発表しました。

#### <日豪経済連携協定（E P A）交渉で大筋合意した主な内容>

日豪EPAは、豪州との貿易・投資を含む経済関係の強化、更には二国間関係の緊密化に寄与するために合意に至った。とりわけ農林水産品の市場アクセスについては、次の主な内容となった。（詳細は別添の外務省、農林水産省発表参照願います。）

- コメ：関税撤廃等の対象から除外
- 小麦：食糧品は将来の見直し、飼料用は食糧用への横流れ防止措置後、無課税化
- 牛肉：輸入量が一定量を超えた場合に関税率を引き上げるセーフガードを導入  
冷凍→段階的に18年目に19.5%まで削減（現在38.5%）  
冷蔵→段階的に15年目に23.5%まで削減（現在38.5%）
- 乳製品：  
バター、脱脂粉乳→ 将来の見直し  
プロセスチーズ、シュレッドチーズ、無糖ココア→ 関税割当を導入  
ブルーチーズ→ 10年間かけて関税を2割削減
- 砂糖：一般粗糖、精製糖は将来の見直し、高糖度粗糖の精製糖製造用は一般粗糖と同様に無税とし、調整金水準は糖度に応じた水準に設定
- その他：豪側の関心品目について、国内産業等へ悪影響を及ぼさない範囲で豪州と一定合意、豪州産ワインも7年目に関税をゼロ

今回、日豪EPA交渉が大筋合意に至りましたが、2007年4月から交渉が始まって7年間16回

に亘り交渉した結果、関税率の引き下げによって牛肉等畜産・酪農生産農家や国内の関係する食品製造者等に影響がでることが懸念されます。しかし、これまでの両国の交渉経過、更にTPP交渉を見据えてのギリギリの合意内容であったと推察できます。今後は、合意内容の効果・影響等を検証し、懸念される事項について明確に情報提供するとともに、必要な対策支援等を確実に実施する必要があります。

#### < TPP交渉について >

日米首脳会談が4月24日に東京で開催されました。翌日に発表された日米共同声明では、TPP交渉の早期妥結を目指すことを確認したとしていますが、環太平洋経済連携協定（TPP）の日米交渉については、首脳会談が終わった後も、閣僚が引き続き難航している課題（牛肉、豚肉、乳製品、自動車等）について協議を行うという状況となりました。中でも牛肉は、関税をゼロに近い水準にまで下げよう求める米国に対し、日本は日豪EPA交渉を目安とした20%前後にとどめる考えを示し、結論は出ない状況にあります。また、豚肉も安い肉ほど関税が高くなる「差額関税制度」の撤廃を求める米国との対立は続いています。

日本は衆・参農水委員会で確認した農産物の重要5品目は守るとしてはいますが、妥協案を詰めるために、牛肉と豚肉の輸入関税に輸入制限措置（セーフガード）の導入が焦点となると報じられており、今後の交渉に注視する必要があります。また、オバマ大統領にはTPA（議会が持つ貿易政策権限を大統領に委任）が与えられていないため、交渉により日本の関税が守られたとしても、議会で承認されないことも考えられます。

フード連合は、連合をはじめ関係産別・団体および政策顧問等と連携して、今後のTPP交渉において、引き続き、国民への適切な情報開示と国民的合意形成に向けた丁寧な議論を行ない、交渉を急がずに、慎重に交渉することを求めるとともに、大幅な譲歩をしないよう注視していきます。また、これまでの交渉経過等を踏まえ、農業や食品産業のみならず非関税障壁（知的財産・環境・政府調達・金融サービス・投資・労働・医療など）の様々な分野に影響を及ぼす可能性について整理するとともに適切な対策を求めて行きます。

#### < TPP交渉に関連する今後の日程 >

4月24日	日米首脳会談
5月中旬	TPP首席交渉官会合
5月17～18日	アジア太平洋経済協力会議（APEC）貿易相会合
5月下旬	TPP閣僚会合？
11月4日	米中間選挙
11月10～11日	APEC首脳会議

## 日豪 EPA 農林水産品の合意内容

### 1. 物品市場アクセス

#### 〇コメ

- ・ 関税撤廃等の対象から除外

#### 〇小麦

- ・ 食糧用: 将来の見直し
- ・ 飼料用: 食糧用への横流れ防止措置を講じた上で民間貿易に移行し無税化。

#### 〇牛肉

- ・ 冷凍: 段階的に関税を削減し、18年目に19.5%まで削減(約5割削減)
  - ・ 1年目 30.5%、2年目 28.5%、3年目 27.5%。
  - ・ 3年目 27.5%から12年目 25.0%まで直線的に削減。
  - ・ 12年目 25.0%から18年目 19.5%まで直線的に削減。
- ・ 冷蔵: 段階的に関税を削減し、15年目に23.5%まで削減(約4割削減)
  - ・ 1年目 32.5%、2年目 31.5%、3年目 30.5%。
  - ・ 3年目 30.5%から15年目 23.5%まで直線的に削減。
- ・ 豪州からの輸入数量が一定量を超えた場合に譲許税率を引き上げる数量セーフガードを導入。
  - ・ 措置内容  
牛肉について、豪州からの輸入数量を発動基準とする数量セーフガードを導入。  
数量セーフガードは、冷凍牛肉と冷蔵牛肉の区分毎に発動。
  - ・ 発動基準  
冷凍: (初年度)19.5万トン → (10年目)21.0万トン  
冷蔵: (初年度)13.0万トン → (10年目)14.5万トン

(参考: 豪州からの牛肉の輸入量)

年度	20	21	22	23	24	平均
輸入量合計	36.6	35.5	35.2	33.5	30.9	34.3
冷凍	20.2	19.1	19.8	20.2	18.1	19.5
冷蔵	16.3	16.4	15.4	13.3	12.7	14.8

(単位: 万トン)

- ・ 年度当初からの輸入数量の累計が発動基準数量を超過した翌々月の初日から当該年度の末日まで、EPA譲許税率をMFN税率(38.5%)に引き上げ。
- ・ 輸入数量の累計が発動基準数量を実際に超過してから、セーフガードが発動されるまでの間にEPA譲許税率の適用を受けた分の輸入数量は、翌年度の輸入数量に算入。

#### ○乳製品

- ・ バター、脱脂粉乳: 将来の見直し
- ・ プロセスチーズ及びシュレッドチーズ原料用ナチュラルチーズ、無糖ココア調製品: 一定量の国産品の使用要件を満たすことを条件にした関税割当を導入。
  - ・ 枠内の取り扱い
    - プロセスチーズ用 : 4,000トン→20,000トン(20年間かけて拡大)
    - シュレッドチーズ用 : 1,000トン→5,000トン(10年間かけて拡大)
    - [枠内は無税、国産品:輸入品=1:3.5]
    - 無糖ココア調製品 : 1,000トン→3,000トン(10年間かけて拡大)
    - [枠内は無税、国産品:輸入品=1:3]
- ・ プロセスチーズ等: 関税割当を導入
  - ・ 枠内の取り扱い
    - プロセスチーズ: 50トン→100トン(10年間かけて拡大)
    - [枠内税率は10年間かけて枠外税率の半分に削減]
    - おろし及び粉チーズ: 200トン→1,000トン(10年間かけて拡大)
    - [枠内税率は10年間かけて枠外税率の3割～半分に削減]
    - フローズンヨーグルト: 100トン→200トン(10年間かけて拡大)
    - [枠内税率は10年間かけて枠外税率の半分に削減]
    - アイスクリーム: 180トン→2,000トン(10年間かけて拡大)
    - [枠内税率は10年間かけて枠外税率の半分に削減]
- ・ ブルーチーズ: 10年間かけて関税を2割削減

#### ○砂糖

- ・ 一般粗糖、精製糖: 将来の見直し
- ・ 高糖度粗糖: 精製糖製造用について一般粗糖と同様に無税とし、調整金水準は糖度に応じた水準に設定。

#### ○その他の品目

- ・ 豪側の関心品目について、国内産業等への悪影響を及ぼさない範囲で、豪側と一定の合意。



## 2. 食料供給章

### (1) 輸出規制

- ① 重要な食料\*について、輸出国内の生産が不足した場合にも輸出規制を新設、維持しないように努める。
- ② 一方の締約国が、輸出国内で生産が不足した場合に行う GATT 第 11 条 2 で認められる輸出規制を適用しようとする場合には、
  - ・当該輸出規制を必要な範囲に限定するよう努め、
  - ・当該輸出規制を適用する前に、出来る限り早く、当該輸出規制を行う理由、当該輸出規制の性質及び予定適用期間を通報し、
  - ・他方の締約国の要請より、当該輸出規制に関する協議を行う
- ③ この協定の発効日から十年後に、重要な食料の輸出規制の導入・維持を回避する観点から、本条の規定について見直しを行う。

\* 本協定における「重要な食料」には、牛肉(くず肉含む)、粉乳・バター・チーズ等の乳製品、小麦・大麦、砂糖

### (2) 投資の促進及び円滑化

両締約国は、食料分野の投資を促進するため、関連する情報の照会・提供を行うコンタクト・ポイントを指定する。

### (3) 食料供給に関する協議

- ① 一方の締約国は、重要な食料の輸出量について著しい減少が予見される場合には、他方の締約国に速やかに通報する。
- ② 両締約国は、重要な食料の安定的な貿易を支援するとの観点から、①にいう事項に関し協議を行う。この協議には、必要に応じて民間団体を参加させることができる。

# 日本・オーストラリア経済連携協定(大筋合意の概要)①

## 日・オーストラリア経済連携協定(日豪EPA)の意義

### ◆ 日豪二国間関係の強化

豪州は、普遍的価値と戦略的利益を共有する戦略的パートナー。日豪EPAは、豪州との貿易・投資を含む経済関係の強化、更には二国間関係の緊密化に寄与。

### ◆ これまでで最大規模のEPAパートナー

豪州は、これまで日本が締結した二国間EPAのパートナーとして最大(第4位(注))の貿易相手国。

(注) 日本の貿易相手国(2012年) 1位:中国, 2位:米国, 3位:韓国

## 主な成果

### ◆ アジア太平洋地域のルール作りを促進

貿易、投資、知的財産、競争、政府調達等、幅広い分野を含む包括的協定。アジア太平洋地域のルール作りに資する高い水準の規律を確保。

### ◆ 日本企業・投資家の競争力確保

豪州は米国とFTAを締結済み、韓国と妥結済みであり、中国等との交渉も推進中。こうした中、関税撤廃、投資・サービス分野の自由化約束等を通じ、豪州市場における日本企業の競争力確保に寄与。また、政府調達章を設け、WTO政府調達協定に加盟していない豪州の政府調達市場へのアクセスを改善。

### ◆ 日本企業投資家の活動の円滑化

投資の自由化・保護・促進に係る待遇(内国民待遇、最恵国待遇等)、包括的で高い水準の知的財産の保護、商用訪問者等の入国・一時的滞在許可の約束や手続の簡素化等を通じ、日本企業が円滑に活動できる環境を整備。

### ◆ エネルギー・鉱物資源、食料の安定供給を強化

豪州は日本の主要なエネルギー・鉱物資源及び食料の調達先。日豪EPAでは、エネルギー・鉱物資源に加え、日本のEPAで初めて食料供給章を設け、安定的な関係の重要性を確認。特定の品目について輸出を制限する措置を導入しないよう努めることを約束し、輸出を制限する措置を導入する場合でもこれを限定し、また、情報提供・協議ができる仕組みを整備。

## 交渉の経緯

2003年7月  
共同研究開始を決定(首脳会談)

2005年4月  
・共同研究終了  
・政府間研究(第二次共同研究)開始で一致(首脳会談)

2006年12月  
・第二次共同研究終了  
・交渉開始を決定(首脳電話会談)

2007年4月～2012年6月  
16回の交渉会合  
(その後、閣僚折衝や実務協議を継続)

2014年4月  
大筋合意

# 日本・オーストラリア経済連携協定(大筋合意の概要)②

## 物品貿易

### 豪州市場へのアクセス改善

(日本からの輸入額の約99.8%が無税化) (2013年豪州貿易統計)

#### 鉱工業品

- ・大部分の品目につき即時関税撤廃
- ・自動車
  - ・我が国からの完成車輸出額の約75%が即時関税撤廃
  - ・特に主力の1500cc超3000cc以下のガソリン車は全て即時関税撤廃
  - ・残る完成車も3年目での関税撤廃
- ・自動車部品：即時を含む主に3年目以内での関税撤廃
- ・鉄鋼：即時又は5年目での関税撤廃
- ・一般機械、電気機械（いずれも自動車部品除く）：即時関税撤廃

#### 農林水産品

- ・全ての品目につき即時関税撤廃

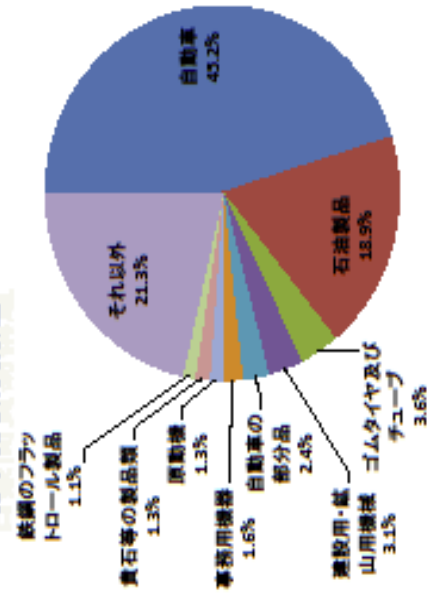
### 日本市場へのアクセス改善

(豪州からの輸入額の約93.7%が無税化) (2013年財務省貿易統計)

#### 鉱工業品

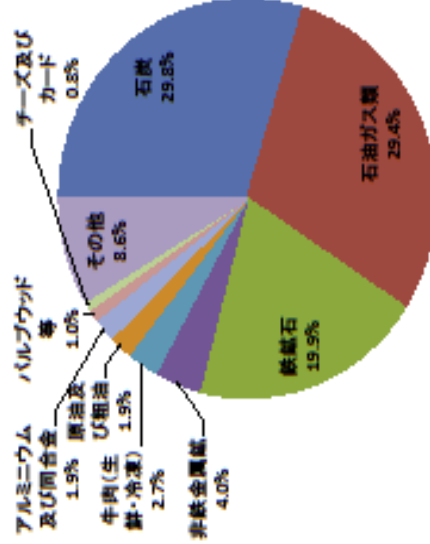
- ・ほぼ全ての品目を即時から10年間で関税撤廃
- 農林水産品** (コメ、食糧用麦、砂糖、脱脂粉乳・バター等は関税撤廃等の対象から除外又は将来の見直し)
- ・牛肉：冷凍…段階的に18年目に19.5%まで削減  
冷蔵…段階的に15年目に23.5%まで削減
  - ※輸入量が一定量を超えた場合に関税率を引き上げる  
セーフガードを導入
  - ・チーズ：関税割当等
  - ・麦：飼料用については民間貿易に移行し無税化

### 日豪間貿易構造



日本→豪州(2013年)  
対豪輸出総額 約1.7兆円

出典：財務省貿易統計(2013年)  
豪州貿易統計(2013年)



豪州→日本(2013年)  
対豪輸入総額 約5.0兆円



# 日本・オーストラリア経済連携協定(大筋合意の概要)③

<p><b>税関手続</b></p> <p>税関手続の透明性、関税法令の適正な執行及び物品の速やかな通関のための枠組みを定めるとともに、協力・情報交換を促進。</p>	<p><b>電子調取引</b></p> <p>電子送信に係る関税不賦課、デジタル・プロダクトの無差別待遇、消費者及び個人情報保護等について規定。情報交換、中小企業及び非政府機関の電子商取引の利用促進等に係る協力についても定める。</p>
<p><b>衛生植物検疫</b></p> <p>情報交換による協力の促進、科学的協議等を行う小委員会を設置。小委員会の調整及び相手国の照会に応ずる調整当局を指定。</p>	<p><b>投資</b></p> <p>投資財産設立段階及び設立後の内国民待遇及び最恵国待遇、特定措置の履行要求の禁止、正当な補償等を伴わない収用の禁止、投資家対国家の紛争解決手続について再協議を行うことを定める他、ネガティブリスト方式(留保を付した分野以外は自由化を約束)を採用。また、外資の投資審査基準額を緩和。</p>
<p><b>強制規格・任意規格・適合性評価手続</b></p> <p>国際規格等の扱い、相手国の強制規格及び適合性評価手続の扱い、強制規格等の作成における透明性について定める。情報交換や協議を行う小委員会を設置。</p>	<p><b>競争</b></p> <p>競争を促進するために、各国が適当と認める措置をとるとともに、反競争的行為に対する取組に関して協力する。また、消費者保護を促進するために情報交換等を行う。</p>
<p><b>食料供給、エネルギー・鉱物資源</b></p> <p>食料及びエネルギー・鉱物資源分野の重要性にかんがみ、安定的な供給、特定の品目について輸出を制限する措置を導入しないよう努めることを約束し、輸出の制限を導入する場合でも制限の限定・情報提供・協議等について規定。食料供給章が日本のEPAに規定されるのは本協定が初。</p>	<p><b>知的財産</b></p> <p>十分に効果的かつ無差別な保護を確保し、知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進し、侵害に対する知的財産権の十分かつ効果的な行使のための措置をとることを定める。</p>
<p><b>サービス</b></p> <p>内国民待遇、最恵国待遇、数量・外資規制、現地における拠点等に関する規律を定める。ネガティブリスト方式(留保を付した分野以外は自由化を約束)を採用。電気通信サービス、金融サービスについても追加的な約束を規定。</p>	<p><b>政府調達</b></p> <p>政府調達市場への参加を促進するため、内国民待遇及び無差別待遇、入札等の調達手続、調達の効果を減殺する措置の禁止、透明性の確保等について定める。</p>
<p><b>自然人の移動</b></p> <p>商用訪問者、企業内転勤者、投資家等の自然人、また、その配偶者と子に対する入国及び一時的な滞在の許可に関する約束を規定。手続の簡素化、迅速化及び透明性の向上についても定める。</p>	<p><b>経済関係の緊密化</b></p> <p>経済関係の一層の緊密化を目的として、貿易及び投資の促進につき協議するために、政府関係者に加え、産業界関係者も招請可能な小委員会を設置。</p>